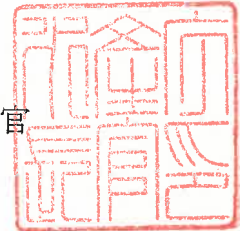


2水管第286号
令和2年5月11日

全国漁業協同組合連合会 代表理事会長 殿

水産庁長官



漁業者に新型コロナウイルス感染者が発生したときの対応及び事業継続
に関する基本的なガイドラインの改正について

漁業関係者の皆様におかれましては、3月13日に発出いたしました「漁業者に新型コロナウイルス感染者が発生したときの対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」に則り事業を継続することにより、食料の安定供給にご協力いただき、誠にありがとうございます。

当該ガイドラインを策定した3月13日以降に政府が示した新型コロナウイルスに関する文書等との整合性を図る観点から、ガイドラインを別添のとおり改定いたしましたので、改めて貴団体傘下会員・組合員の皆様に周知していただき、緊急事態宣言が延長された中で引き続き事業を維持し、食料の安定供給にご協力いただきますようお願い致します。